

受援計画に関する国内の取組事例

「【技8-3】受援体制の構築」では、受援体制の構築の基本的な流れや支援を受けるに当たって事前に準備すべき事項、配慮すべき事項を示した。本技術資料では、国内における受援計画の検討事例を示す。被災自治体では初動期は混乱し、他自治体等からの支援を受けても依頼事項が明確でなく、また受入体制も整っていなかったことから、支援を有効に活用できていない事例が散見される。そのため、受援計画は、各自治体において平時から検討しておくことが望まれる。なお、ここでいう受援計画とは、個別計画の策定を求めるものではなく、災害廃棄物処理計画において受援体制を構築するために必要な事項を記載することを意味している。

1. 受援を検討するに当たっての考え方

市町村は、まず災害廃棄物処理に必要な業務の整理を行った上で、その業務を自組織だけでどこまで実施可能か、自組織の弱点・課題は何かを把握し、その弱点や課題に対する解決策を平時から検討しておくことが必要である。一方、人員や予算に制約がある中で、平時において弱点や課題を克服できない場合に、それを補う手段として支援を受け入れるために受援を検討するといった考え方が重要である。下記の「2. 受援体制の検討事例」として、支援者に対する「してほしいことリスト」の作成事例を掲載しているが、「してほしいことリスト」を準備する重要性のみに着目するのではなく、自組織の弱点・課題を「してほしいことリスト」で補いながらも、可能な限り自組織で対応するといった考え方が重要である。

2. 受援体制の検討事例

(1) 支援業務の明確化(平成30年7月豪雨における中国・四国ブロックの取組)

環境省中国四国地方環境事務所を事務局とする「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」及び「災害廃棄物対策四国ブロック協議会」では、平成30年3月にそれぞれ「大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画」(平成30年3月、災害廃棄物対策中国ブロック協議会)及び「大規模災害発生時における四国ブロック災害廃棄物対策行動計画」(平成30年3月、災害廃棄物対策四国ブロック協議会)を策定しており、被災していない自治体が連携して被災自治体を支援する広域連携のあり方を規定している。

平成30年7月豪雨では、行動計画に基づき、支援自治体から被災自治体へ応援職員を派遣したが、応援職員の役割が明確でなく、被災自治体側も支援を求める内容を明確にできなかった。被災経験がない自治体では、自組織が実施すべき業務も十分に分からない状態であるため、支援を求める内容を明らかにすることは難しい。

これを踏まえ、中国四国ブロックでは、平成30年7月豪雨を中心に、近年発生した災害において災害廃棄物処理に携わった自治体職員を中心に、応援職員が来た場合に支援してほしい業務を時系列で整理した「してほしいことリスト」を作成しておくものとしている。また、水害、土砂災害、地震災害で、内容が異なる(特に初動時)ことも考えられるため、できるだけ災害の種類別に作成することを検討するものとしている。ただし、上記「1. 受援を検討するに当たっての考え方」で示したとおり、自組織の弱点・課題を「してほしいことリスト」で補いながらも、可能な限り自組織で対応するといった考え方が重要である。

「してほしいことリスト」の検討は令和元年度以降に行う予定であり、現時点ではまだ作成は行われてない。

【技8-4】

(2) 受援班の設置（東京都災害廃棄物処理計画）

東京都では、平成25年10月の伊豆大島の土砂災害の被災経験や、東日本大震災及び平成28年熊本地震における支援経験や教訓を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」を平成29年6月に策定している。処理計画では、災害廃棄物処理を実行していく組織体制を示しており、「受援班」を設置することが明記されており、受援体制を構築することの重要性を認識している事例であると言える。